令和８年度給与支払報告書等パンチ業務仕様書

（給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び確定申告書）

福知山市総務部税務課

令和８年１１月

第１章　契約名

令和８年度給与支払報告書等パンチ業務

第２章　概要

この仕様書は、令和８年度給与支払報告書等パンチ業務について、その作業内容を定める。

第３章　作業内容・納入成果物

１　作業内容

本作業の内容は、次のとおりとする。

ア　本市が提供する給与支払報告書（データ）、公的年金等支払報告書（データ）及び確定申告書（紙媒体）をパンチしデータ化すること。（修正分を含む）

イ　パンチデータを記録する磁気媒体の管理を行うこと。

ウ　パンチ作業においてその他必要となる作業を行うこと。

エ　マイナンバーについてのパンチ入力は給与支払報告書及び公的年金等支払報告書に記載のある全ての分を入力すること。

オ　パンチ入力において、以下の点に留意すること。

（１）住宅借入金等特別控除区分については、各区分にわけて入力すること。

（２）摘要欄に租税条約について文言がある場合、パンチ入力すること。

（３）適用欄に前職事業所名の記載があって支払額の記載がない場合、前職支払額を「１」とパンチすること。

カ　確定申告書については、「申告支援　インターフェースマニュアル」をもとに、パンチ入力すること。

キ　パンチデータの入力方法については業務実施前に充分本市と調整を行うとともに、最初の約 200 件のパンチデータの納品後、本市が納品データを確認した後に、パンチの入力方法について修正の依頼があった場合は、以後はその指示に従いデータの納入を行うこと。

２　パンチ予定数量

本作業の予定数量は次のとおりとする（ただし本市への給与支払報告書等各課税資料の提出の状況において数量が前後することがあるので注意すること。）。

給与支払報告書	14,000 件
公的年金等支払報告書	50 件
確定申告書	1,000 件

３　履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

４　納入成果物

（１）データの納入期限

本業務に関わるデータ受渡しは、別途指定する日程に則って本市に納入すること。

（２）納入場所

福知山市総務部税務課

（福知山市役所本庁舎２階　京都府福知山市字内記１３番地の１）

なお、詳細については、別途当課担当職員の指示に従うこと。

（３）納入方法

入力したパンチデータについては、データの状態で納入すること。

第４章　導入作業体制及び方法

１　受注者体制

受注者は、本作業を履行する体制について書面等で説明を行い、一定本市の了承を得ること。

受注者は、本作業の履行が確実に行われるよう、本作業の全期間に渡って、必要となるスキル、経験を有した要因の確保を保証すること。

２　進捗管理

受注者は、本作業を履行するにあたりスケジュールの各工程を遅延なく実施できるよう発注者と十分調整を行うこと。

第５章　契約条件等

１　業務の再委託

（１）受注者は、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。ただし、受注者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について文書により申し出をし、本市が了承した場合は、この限りでない。

（２）受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、本調達の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

（３）受注者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進ちょく状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受託者は、本市が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について本市に対し報告し、また本市が自ら確認することに協力するものとする。

（４）受注者は、本市が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、本市の承認を得るものとする。

２　機密保持

受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、本市から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のアないしオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。

ア　本市から取得した時点で、既に公知であるもの

イ　本市から取得後、受注者の責によらず公知となったもの

ウ　法令等に基づき開示されるもの

エ　本市から秘密でないと指定されたもの

オ　第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本市に協議の上、承認を得たもの

３　情報セキュリティに関する受注者の責任

（１）情報セキュリティポリシー等の遵守

受注者は、個人情報の保護に関する法律、福知山市個人情報保護法施行条例（令和４年条例第１３号）、福知山市情報セキュリティポリシー及び別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

（２）セキュリティ対策の改善

受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について本市が改善を求めた場合には、本市と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

（３）マイナンバーの取扱

受託者は、作業を実施するにあたり、マイナンバーの取扱については「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成２６年法律第２７号）に基づき個人番号利用事務等を行う委託者が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるようにすること。

４　事故等の報告

受注者は、業務の遂行により作成された成果物、提供を受けたデータ、資料等に紛失、滅失、き損、漏えい等の事故が発生し、又は発生すると認められるときは、直ちに口頭により発注者に報告するとともに、遅滞なくその状況を書面により発注者に通知し、その指示に従うものとする。

５　作業場所の制限

本作業の作業場所は受託者の自社とすること。

６　契約不適合の担保

（１）完了検査に合格した日から１年以内に、契約の内容に適合しない業務内容（以下「契約不適合」という。）が発見され、当該不適合の原因が受注者の責に帰すべき

ものであると発注者及び受注者が確認した場合は、双方協議して、次に定めるいずれかの措置をとるものとする。

ア　受注者の責任と費用負担で、受注者が修補する。

イ　受注者の責任と費用負担で、発注者が修補し、又は第三者をして修補させる。

（２）（１）に基づく修補を実施したにもかかわらず、契約不適合が解消されなかったときは、発注者はその直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、受注者に対して損害賠償を請求することができるものとする。

（３）（１）の場合において、契約不適合が発見された成果物の返還、引取等は、全て受注者の責任と費用負担により行うものとする。

７　留意事項

（１）本作業に関する協議打合せ等に必要となる経費は受託者の負担とする。

（２）本業務を遂行するうえで新たに発生した事項については、本市及び受託者が十分な協議を行ったうえで実施することとする。

（３）本作業に係る事務手続については、福知山市財務規則等、本市の条例及び規則に従い行うものとする。